

工場立地に関する準則

別表第一（第一条及び（備考）関係）

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設の面積の 割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、 コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	製材業・木製品製造業（一般製材業を除く。）、造作材・合板・建築用 組立材料製造業（繊維板製造業を除く。）及び非鉄金属铸件製造業	35/100
第3種	一般製材業及び伸鉄業	40/100
第4種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほ うろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、農業 用機械製造業（農業用器具製造業を除く。）及び繊維機械製造業	45/100
第5種	鋼管製造業及び電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するも のを除く。）	50/100
第6種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業、建設機械・鉱山機械製造 業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	55/100
第7種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。） 及び高炉による製鉄業	60/100
第8種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65/100
第9種	電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものに限る。）	75/100

（平成24年1月31日改正）